

議案第97号

松阪市子ども発達総合支援センター条例の一部改正について

松阪市子ども発達総合支援センター条例（平成28年松阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月18日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市子ども発達総合支援センター条例の一部を改正する条例

松阪市子ども発達総合支援センター条例（平成28年松阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「法第6条の2の2第4項」を「法第6条の2の2第3項」に改め、同条第3号中「法第6条の2の2第6項」を「法第6条の2の2第5項」に改め、同条第4号中「法第6条の2の2第7項」を「法第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。